

平成17年4月1日から

(注) 但し、県道の維持修繕は
6月1日から

広島県の事務・権限の一部が、「安芸高田市」に移譲され、

事務の「担当窓口」が変わります

ご不明な点は、下記の窓口までお問い合わせください

安芸高田市に移譲される事務・権限	事務の担当窓口		備考
	平成17年3月31日まで 広島県	平成17年4月1日から 安芸高田市	
県道(国道に準ずるものを除く)に係る維持修繕 事務の詳細は、別表1のとおり	(平成17年3月31日まで) 芸北地域事務所 建設局 吉田支局 維持管理課 維持係 :0826-42-0331(代)	(平成17年6月1日から) 建設部 建設課 :0826-47-1202	
県道に係る単県道路改良事業 路線(箇所)名は、別表2のとおり	芸北地域事務所 建設局 吉田支局 工務課, 維持管理課 :0826-42-0331(代)	建設部 建設課 :0826-47-1202	
用地買収・補償等	芸北地域事務所 建設局 吉田支局 用地課 用地第一係, 用地第二係 :0826-42-0331(代)	建設部 建設課 :0826-47-1202	

別表1 県道の維持修繕関係

1 対象路線 ()内は路線番号 主要地方道 (4)甲田作木線, (6)吉田瑞穂線(国道433号から島根県境まで), (52)世羅甲田線, (69)千代田八千代線, (80)東広島向原線 一般県道 (109)瑞穂高宮線, (112)三次江津線, (179)下北甲田線, (212)吉田口停車場線, (318)上入江吉田線, (319)勝田吉田線, (320)浅塚横田線, (321)金屋壬生線, (322)北船木線, (323)中北川根線, (325)船木上福田線, (326)原田吉田線, (327)古屋吉田線, (328)志和口向原線, (438)羽出庭向原線	2 移譲事務の内容 道路施設等維持 ・ 小規模な舗装補修 ・ 崩壊土砂撤去 ・ 陰切, 倒木処理 ・ 動物死骸処理 ・ 油漏れ事故の対応 ・ 除草対策 ・ 側溝清掃 ・ 路面清掃 ・ 植栽管理 ・ 道路排水構造物の補修等 ・ スノーボールの保守管理 ・ 凍結防止剤(置塩)の設置 ・ 交通止めを伴う応急措置 ・ 道路照明維持 ・ その他 ・ 道路構造物維持 ・ 付属物維持 除雪 ・ 除雪 ・ 凍結防止剤散布 交通安全施設整備(二種)	路面の穴ぼこ等の補修 小規模な崩壊土砂の撤去 陰切, 倒木の撤去 動物死骸の撤去 交通事故に伴う路面のスリップ防止 道路法面の除草, 張りコンクリート 側溝に溜まった土砂の撤去 道路面の土砂等の撤去 道路植栽の剪定, 施肥, 灌水等 側溝等の小規模な補修 冬季におけるスノーボールの管理 凍結箇所に凍結防止剤の設置 崩壊土砂の撤去やバリケード等の安全対策 電球の交換, 器具の修繕等 上記以外の道路維持補修 側溝, 擁壁等の補修 ガードレール等道路付属物の補修 路面の積雪の除去 凍結路面の薬剤散布 ガードレール等の新設, 道路標識の新設・取替え, 反射鏡の新設・取替え, 区画線の設置・引き直し
--	---	--

別表2 県道の単県道路改良工事関係

対象路線 ()内は工事箇所 ・ 主要地方道 千代田八千代線(向山) ・ 一般県道 中北川根線(北) ・ 一般県道 三次江津線(所木) ・ 一般県道 船木上福田線(下福田) ・ 一般県道 志和口向原線(有留) ・ 一般県道 瑞穂高宮線(川根)
